

各 都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

インフラ老朽化対策に係る医療施設の状況調査について

インフラの老朽化対策については、政府全体の取組として、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）が策定され、国や地方公共団体等の各インフラの管理者が「インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を策定するなど、取組が進められているところです。

更なる取組として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「今後、高度成長期に大規模に整備されたインフラが老朽化することから、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを確立・徹底し、ライフサイクルコストを低減するとともに、集約化・複合化等、PPP/PFI、新技術の開発・社会実装、情報基盤の整備等あらゆる面から戦略的な取組を推進する。」と定められています。

また、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会においては、「新経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）を策定し、社会資本整備等主要分野に関する重要課題への対応とKPI（成果指標；Key Performance Indicators）等を示しているところ、昨年12月に改定された改革工程表では、予防保全型の老朽化対策への転換を図る観点から、施設の点検状況及び修繕状況をフォローアップするためのKPIが新たに設定されました。

これらを踏まえ、政府としては、各分野の公共施設における点検・修繕状況及び集約化・複合化の状況を把握することとしており、医療分野についても、下記のとおり、調査に御協力いただくようお願いいたします。

記

1 調査の目的

インフラ老朽化対策

2 対象施設

都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合が開設する病院

※国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人労働者健康安全機構、社会福祉法人北海道社会事業協会、社会福祉法人恩賜財団済生会、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会が開設する病院は、当省から調査を行うため、貴自治体において調査いただく必要はありません。

3 回答方法

各都道府県におかれては、各都道府県内の調査対象施設についての回答を取りまとめた上で、令和3年11月19日（金）までに以下送付先まで送付をお願いします。

4 調査の回答期限及び調査対象期間

令和3年11月19日（金）までに、

- ・別添1 点検状況等調査票
- ・別添2 インフラ長寿命化計画に係る医療施設の集約化・複合化等の状況調査票（令和2年度分）

のご提出をお願いします。

別添1に関しては、別紙の調査実施要領を参照ください。

別添2につきましては、令和3年3月31日時点の情報についてご回答ください。対象は令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に集約化・複合化に着手した施設及び令和3年4月以降に取組みを予定している施設になります。具体的な回答方法については調査票の下部の記載方法をご確認ください。

<送付先>

厚生労働省医政局総務課 iseisoumu-hou@mhlw.go.jp

問い合わせ先
厚生労働省医政局総務課企画法令係
Tel: 03-3595-1111（内線:4218）
03-3595-2189（直通）
Mail: iseisoumu-hou@mhlw.go.jp